

国立大学法人奈良国立大学機構合同理事長選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第12号。以下「法」という。）の一部を改正する法律（令和3年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定に基づく合同学長選考会議として置く合同理事長選考会議の運営等に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 合同理事長選考会議は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 理事長（法第10条第1項に規定する学長をいう。以下同じ。）となるべき者の選考
- 二 法第10条第3項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項
- 三 合同理事長選考会議の議事の手続その他合同理事長選考会議に必要な事項

(組織)

第3条 合同理事長選考会議は、改正法による改正前の法に規定する次の各号に掲げる国立大学法人に置かれた学長選考会議において、当該学長選考会議委員のうちから選出された同号に掲げる数の委員をもって組織する。

- 一 国立大学法人奈良教育大学4名
 - 二 国立大学法人奈良女子大学4名
- 2 前項により選出された国立大学法人ごとの委員のうち、2名は法第12条第2項第1号に規定する委員とする。
- 3 委員が理事長候補適任者に推薦され、それを同意した場合は、委員としての身分を失うものとする。
- 4 委員が事故等により欠員となった場合（前項の規定により欠員となった場合を含む。）は、速やかに補充する。

(議長)

第4条 合同理事長選考会議に議長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 議長は、合同理事長選考会議を主宰する。ただし、議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(定足数)

第5条 合同理事長選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。この場合において、第3条第2項に規定する委員は、同項による委員の3分の2以上出席しなければならない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第7条 合同理事長選考会議の事務は、奈良教育大学企画連携課及び奈良女子大学総務・企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、合同理事長選考会議の運営等に関し必要な事項は、合同理事長選考会議に諮り、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年5月28日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この規程は、令和3年9月9日から施行する。